

監視機関の運営について

① 中園廃棄物最終処分場監視委員会の満了

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、**処分場の安全性が確認されるまで**とする。



「安全が確認されるまで」とは

処分場の廃止をもって安全が確認されたと解釈する。

- 江丹別の自然を考える会 同意 (7月28日)
- 江丹別地区市民委員会 同意 (8月30日)
- 嵐山地域町内会 同意 (8月30日)

② 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会の運営

【7月28日】江丹別の自然を考える会からの意見

- 今後、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会において、中園廃棄物最終処分場に関する事項も引き続き調査検討していく場合、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会の条例を改定して、調査検討事項に「中園廃棄物最終処分場に関すること」を加えることで、明文化した方がよい。
- 中園廃棄物最終処分場監視委員会の「事件の申請人」は、長年にわたって委員会に参加しており、過去の経過も含めて旭川市の処分場に関する知識があることから、「事件の申請人」である「江丹別の自然を考える会」を旭川市廃棄物処分場環境対策協議会へ参加できるようにしてほしい。

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例

(設置)

第1条 旭川市廃棄物処分場の使用及び管理について調査検討するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を置く。

(組織等)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 処分場に係る周辺地域の住民 4人
- (3) 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4人

【８月３０日】江丹別地区市民委員会からの意見

- 条例第 1 条の「旭川市廃棄物処分場」が「旭川市の処分場」を示している場合、現在は江丹別町芳野の処分場と考えられるが、将来は神居町春志内の処分場が含まれるため、棲み分けを考えた方がよい。
- 部会等を設けて棲み分けたとしても、交流を図ることによって、この江丹別の処分場で調査検討してきた成果を、春志内の処分場でも役立てていくことが望ましい。
- 今回、条例の改定を行うとしても、春志内の処分場が供用されることを見据えた形で、内容を整えてほしい。

【8月30日】嵐山地域町内会からの意見

- 「江丹別の自然を考える会」と「江丹別地区市民委員会」の考えに同意する。

原時点における旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の改定案

(設置)

第1条 旭川市廃棄物処分場（閉鎖及び廃止した処分場を含む）の使用及び管理について調査検討するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を置く。

(組織等)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 処分場に係る周辺地域の住民 6人以内
- (3) 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4人以内

③ 今後の想定スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
監視機関会議		第2回会議							
地域協議 (改定案作成)					第3回会議 改定案を確認			第1回会議 新体制で運営	
条例改定 議会(1定)		委員構成などを協議							
次期委員選任				議案提出		議決	公募手続き等		